

「資本論を読む会」便り

2024.3.11 No. 84

2月の例会では「第3篇 第8章 労働日」の最後の節「第7節 標準労働日のための闘争 イギリスの工場立法が諸外国に起こした反応」を読みました。

※ 編集人の復習ノート。各段落の要点と、議論の簡単な紹介です。報告や議論を踏まえて編集人はこう理解したという感じです。段落は、大月書店の全集版では本文の字下げで区切られていますが、分かりづらいところもあります。レジュメの区切りに番号を付けて段落としました。段落名の後の小さい字は、(原著ページ番号)と段落の出だしなどで範囲を示しています。

第85回 第1巻 第3篇 絶対的剰余価値の生産

第8章 労働日

第7節 標準労働日のための闘争 イギリスの工場立法が諸外国に起こした反応

第1段落 (315)「読者の記憶にあるように、労働が資本に…」 ～ (315)

前節までの歴史的記述から、次段落と次々段落の2つの結論が引き出される。

- 剰余価値の生産・剰余労働の搾取は、資本主義的生産の目的と内容である。これまで、成年労働者が資本家と契約を結ぶ主体であることを前提して、論じてきた。前節までの歴史的記述において、近代的産業は労働の搾取の特殊な部面として、未成年労働者はその顕著な実例として、意義を持つにすぎない。
- とはいえ、この歴史的事実の関連から、次段落と次々段落の2つの結論が引き出される。

未成年労働者について、レジュメの説明は、

フランス語版の記述「われわれは歴史的なスケッチのなかで、一方では近代的産業に、他方では児童の労働や肉体上も法律上も未成年である者の労働に、重要な役割を与えたとしても、なおかつこの産業はわれわれにとっては労働搾取の特殊な領域でしかなかったし、この労働は労働搾取の特殊な実例でしかなかった」により、児童労働の搾取が近代産業と同じように「特殊」である、つまり未成年者の労働の搾取が一般的・普遍的ではないという意味

となっています。「特殊」例を取り上げて資本主義的生産の本質を明らかにするのか、とも思われますが、そうではないようです。

議論の中で、未成年・児童労働の実態が詳しく述べられてきたことについて、資本主義的生産の内容を単純化して述べている。

資本主義的生産の本質的なものを示す実例として婦人・児童労働を取り上げている。という指摘がありました。封建社会から資本主義社会へと移行する中で今までになかった(その意味で「特殊」な)生産様式の特徴を捕らえようとしている、ということでしょうか。

レポーターから、この段落の最初の文の前半は相対的剰余価値、後半は絶対的剰余価値に関連づけられると指摘がありました。これらについては第10章に説明がありますが、労働日の延長によって取得される剰余価値を絶対的剰余価値と言います。

これを受けて、個々の資本家にとっては、より多くの剰余価値を取得するには絶対的剰余価値の取得が手っとり早い、という意見がありました。

このほか、児童労働の存在や、エンクロージャーなどが話題になりました。

第2段落 (315)「第一に。水や蒸気や機械によってまっさきに…」 ～ (316)注189まで。

第1: 近代的生産様式に移行した産業(紡績業や織物業)で、容赦なく労働日が延長された。

- 変化した物質的生産様式と、それ対応して変化した生産者の社会的関係とにより、
 - ・無限度な行き過ぎを生みだした。
 - ・次に社会的な取締りを呼び起こした。
 - ・この取締りは労働日を法律によって制限し一様化した。

それゆえ、19世紀の前半にはこの取締りはただ例外立法として現われただけである。

- 新しい生産様式が最初の領域を征服し終わったときには、その間に他の多くの生産部門が本来の工場体制をとるようになっていただけではなく、
 - ・古い経営様式をもつマニュファクチュア(製陶業やガラス工業など)
 - ・古風な手工業(製パン業など) ・分散的な家内労働(釘製造業など)

も、既に工場工業と同じく資本主義的搾取のもとに陥っていた。

- ゆえに、立法は次のどちらかを余儀なくされた。
 - ・立法の例外法的性格をしないで捨てる。
 - ・決疑法的なやり方をする立法の場合(イギリス)、労働が行なわれていればどんな家でも任意に工場だと宣言する。

ここでは「決疑法」という耳慣れない語が出てきました。レポーターから初版とフランス語版の訳注により「法律問題を細かい法解釈によって決定すること」と説明がありました。

また、新日本新書版の訳注には「…。法律では、細かい解釈または同種の場合をもとに個々の問題を解決するやり方」とあるそうです。

岩波文庫では「決疑論的」と訳されているそうです。

レジュメに「物質的な生産の変化」とありますが、これは「生産様式の変化」ということでよいか、と確認がありました。生産作業の単純化や工業化が進みました。

第3段落 (316)注189の後。「第二。いくつかの生産様式では…」 ～ (317)注192まで。

第2: 標準労働日の創造は長期間にわたる資本家階級と労働者階級の内乱の産物である。

- 資本主義的生産がある程度成熟すると、孤立した労働者は、労働力の「自由な」売り手としてはまったく無力のままに資本に屈伏する。
- ゆえに標準労働日の設定は、個々の労働者ではなく、団結した労働者階級と資本家階級との間の多かれ少なかれ隠然と行なわれた内乱の結果である。
- この闘争はイギリスの労働者によって開始されたが、それはイギリスの労働者が近代的労働者階級の代表だったことを示している。
- 彼らの理論家も、資本の理論を攻撃した最初の選手だった。

それで、資本の肩を持つ工場哲学者ユアは、「資本は労働を自由」に搾取するために男らしく闘ったのに、労働者が「工場法という奴隷制度」を自分の旗印にしたのは拭いがたい恥辱だなどと言っている。

ユアの「工場法という奴隷制度」とはどういう意味かと疑問が出されましたが、レポー

ターから「工場法に依存している」という意味ではないか、と説明がありました。ユアは「労働者は工場法に依存して闘っている。お前らズッコイ！」と言いたいのでしょう。ところで「ユアって誰？」という質問に、レポーターから資本論事典に拠り簡単な説明がありました。あらためて同事典から、主な点を引用しておきます。

ユア Andrew Ure (1778-1857) イギリスの化学者・経済学者。

- ・経済学上の主著は《The Philosophy of manufactures》(1835)。初期工場制度における労働者の状態を詳細に記述。機械や工場制度や産業管理者を惜しみなく讃美。無制限労働日を弁解。
- ・主著に対するマルクスの評価……「工場精神の典型的表現」
- ・ユアはマニュファクチュアの独自の性格を鋭くかき出している点で評価されるが、大工業を讃美し、工場主の立場に立つ。断乎として労働日の短縮に反対した。

第4段落 (317)注192の後。「フランスはイギリスのあとから…」～(318)注195まで。

フランスにおける労働時間の規制

- フランスの工場法の成立はイギリスより遅く、しかも不完全であった。
- 二月革命で12時間法が誕生したが、この法律も欠陥が多い。
- しかし、フランスの革命的な方法もその特有の長所を示している。
 - ・イギリスの立法は、継ぎ接ぎで、新しい裁判上の紛糾を生みやすいが、フランスの法律は、すべての作業場と工場とに無差別に同じ労働日制限を一挙に課す。
 - ・イギリスではただ児童や未成年者や婦人の名で戦い取られただけで、近ごろやっと一般的な権利として要求されているものを、フランスの法律は原則として宣言している。

工場法に対する二月革命の影響はという質問がありました。詳しくは分かりませんが、本文にあるような長所を持った工場法が成立した、ということではないでしょうか。ただし、資本論の草稿集には「政府の執拗な命令にもかかわらず、…執行されえなかった。」とあるそうです。

なお、二月革命というのは、1848年2月に選挙法改正がしりぞけられたのをきっかけにパリで革命が起こり、共和派の臨時政府が成立した事件です。フランスでは、1830年の七月革命のあと産業革命が進行し産業資本家や労働者階級が成長しましたが、制限選挙に対する中小資本家や労働者の不満が強まっていたそうです。

第5段落 (318)注195の後。「北アメリカ合衆国では、奴隷制度が…」～(319)注196まで。

北アメリカ合衆国の8時間労働日の運動

- アメリカでは、南北戦争で北軍が勝利して南部の奴隷解放が実現し、初めて、労働者階級の闘いの発展が可能になった。
- 奴隷制度の廃上が決まると同時に、8時間労働運動が、東から西へとアメリカ大陸を横断する鉄道のように進展した。
- 南北戦争後の1866年8月、ボルティモアの全国労働者大会で、標準労働日を8時間とする法律の制定を要求することが宣言された。
- 同時に、1866年9月の国際労働者大会(第一インターナショナル)で、「われわれは8時間労働を労働日の法定限度として提案する」と決議された。

8時間労働はアメリカ合衆国が起源のようです。なお、南北戦争の期間は1861～1865年で、リンカーンの奴隷解放宣言は1863年です。

レポーターから、リンカーンに宛ててマルクスから書簡が送られたことが紹介されました。奴隷制の廃止が、労働者階級が真の労働の自由を獲得するために必要だ、という観点からのようです。

関連して、リンカーンはどういう立場だったのかが議論になりました。道徳的な奴隷解放論者ではないだろう。北部の資本家と南部の大土地所有者が対立していたが、北部の資本家の立場に立っていたのだろう。マルクスはリンカーンの立場を支持したのではないだろう。といった意見が出されました。

第6段落 (319)注196の後。「こうして、大西洋の両岸で生産関係…」～(319)注197まで。

大西洋の両岸で生産関係そのものから成長した労働運動

- イギリスの10時間労働、北アメリカの8時間労働、という大西洋の両岸で発達した労働運動は、ともに労働時間の制限を掲げているという点で、イギリスの工場監督官サーンダースの次の陳述を裏書きしている。
- 「社会の改良へのさらに進んだ諸方策は、もしあらかじめ労働日が制限されて、規定されたその限度が厳格に強制されるのでなければ、けっして成功への見込みをもって遂行されることはできないのである。」

特に議論はありませんでした。

第7段落 (319)注197の後。「われわれの労働者は生産過程に…」～(320)最後まで。

第8章の総括 労働者たちは団結して労働日の制限を要求する。

- はじめ労働者は、市場に自由な労働者として登場して生産過程に入った。
- しかし、生産過程では自由な労働者どころか資本の強制のもとで搾取される運命にさらされた。
- そこで労働者は、資本に対する防衛のために団結し、階級として、資本に対し強力な社会的障害物=国法を強要した。つまり「売り渡すことのできない人権」という派手な目録に代わって、法律によって制限された労働日という地味な「大憲章」を要求した。

ここで「派手」と「地味」とはどう違うのかと質問がありました。人権宣言とか権利の章典とかは大々的に宣言されるので「派手」ということになるのでしょう。「大憲章」(マグナ・カルタ)も憲法級の文書です。対して、工場法は、限られた業種から少しずつ拡大してきた法律ですから「地味」ということになるのでしょう。

7節の表題に「イギリスの工場立法が諸外国に起こした反作用」とあるが、諸外国からイギリスにどんな作用があったのかと質問がありました。しかし全集版などでは「反応」となっているので、この「反作用」は中学校理科で習った「作用・反作用の法則」のそれではなさそうです。原語の *Rückwirkung* を辞書で調べると「反応、反作用」の語が見えますが、「反作用」と言われるとどうしても理科用語のイメージで捕らえてしまうので、「反応」の語が適訳だと思われまます。

因みに理科用語の「反作用」は *Gegenwirkung, Reaktion* などと言うようです(理化学辞典)。理科用語の意味で *Rückwirkung* が使われるかどうかは分かりません。